

「地域情報連絡員制度」は

心と心のふれあうまちづくりをめざしています

「地域情報連絡員制度」は、地域のさまざまな課題を把握し、町民のみなさんと町が情報を共有することにより「心と心のふれあうまちづくり」を進めていくことが目的の制度です。

平成15年に開始の「方面区町内会担当職員制度」をより有効に活用できるように、平成19年に見直しをしています。地域の要望や意見、町に対する提言などを気軽ににお聞かせください。

1 役場職員が連絡員。

地域と町をつなぐ『情報のパイプ役』です

役場職員、4~5人でグループを作り、町内の各方面区に配置しています。この連絡員が、地域の要望や意見を伺ったり、町からの情報を伝えます。

- ・職員の住所地を優先して配置しています。
- ・グループで複数の方面区を受け持っています。
- ・ほぼ全職員が連絡員になっています。

2 毎月、「広報はぼろ」や回覧文書などを 方面委員さんにお届けします

その際、気軽に何でもお伝えください

配達の時をひとつの機会、きっかけとして方面委員さんから、情報の有無を確認し、意見や要望などを伺います。

- ・連絡員は、地域からの声を気軽に聞ける環境づくりに努めます。
- ・町からの情報提供は、必要に応じていたします。

天売、焼尻両地区については、広報は郵送です。また、原野地区などは、季節により郵送での配達に切り替えの場合もあります。

写真は第22方面区での
広報3月号配達のひとコマ

方面委員
熊谷小敏さん



連絡員(役場職員)
藤田俊悟 主事

3 地域と町が情報を共有するための制度です

連絡は、広報配達の時以外にも、お受けします。要請があれば、地域での諸会議等にも出席します。もちろん、連絡員を通さず、役場の担当課に直接電話などで連絡を下さっても構いません。

本制度では、各地域で催される諸行事や葬儀の手伝いは対象としていませんので、予めご理解をお願いします。また、地域(町内会)活動の慢性的な人員不足等の課題を抱えている場合などは、本制度を使ってご相談いただければ、解決に向けての提案やアドバイスができると思われます。

☎ お問い合わせ 総務課広報広聴係 ☎ 0164-62-1211(内線221・222)